

返戻金制度について

当組合が紹介した応募者が、自己都合により又は就業規則違反等の応募者の責に帰すべき事由により退職したときは、下記のとおり紹介手数料を甲に返還する。 但し、会社都合による一方的な解雇の場合並びに甲の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

- ・入社後 30 日以内に退職した場合、紹介手数料の 80%
- ・入社後 90 日以内に退職した場合、紹介手数料の 50%